

備後教区報

第147号

CONTENTS

- ◇宗会議員選挙報告
- ◇区令
- ◇震災支援活動紹介
- ◇ウインタースクール
- ◇視点一連載「宗教法人の宗務を再考する」②
- ◇NEWS&活動情報
- ◇予報・インフォメーション



副総務に山下義円議員

任期満了に伴い宗会議員総選挙(僧侶議員は12月9日、門徒議員は同月12日)が備後教堂にて開催された。

平成24年12月は宗会議員の任期満了の年に当たり、全国で宗会議員総選挙が行われた。

当備後教区では、僧侶議員・門徒議員ともに立候補者1名の無投票による選挙会が十二月十二日に行われた。

当選者の両名へは即日、奥村宏道第21選挙区選挙管理委員会委員長より当選状の交付がなされた。

当選者

僧侶議員

山下義円

奥組 浄福寺

門徒議員

助永一男

御調東組 大通寺



▲当選証書が渡される



▲山下義円副総務

副総務就任ご挨拶

昨年12月17日より特別宗会が召集され20日の日に、新総長の指名により新しい総局が発足し、副総務に就任しました。総務3人、副総務2人の体制で宗務をこなしていきます。

私の生活も一変し、本山役宅に住まいし午前8時30分に出勤、午後5時に宗務が終わる毎日です。そのような事情で、自坊に帰ることも少なくなり、教区内の皆様にお会いする機会が減りました。しかしながら出来る限り、教区内皆様様の声を宗会の場に伝えていきます。

す。

宗門は、宗本区分して10ヶ月過ぎようとしています。なかなか理解されにくく、今後、いろいろな問題が生じてくるのが予想されます。

しかし、宗派も本山も、想いはひとつ、み教えの繁盛でございませう。その目的に向かい、精進してまいります。2月末より、定期宗会も始まり、その様子は後日、ご連絡致します。

今後とも、ご協力、ご支援よろしくお願い申し上げます。



▲助永一男門徒宗会議員

門徒宗会議員就任ご挨拶

昨年末12月に宗会議員に選出されました御調東組大通寺門徒の助永一男でございます。

私は、大通寺の近くにて育ちました。日曜学校から仏教青年会、門徒総代、仏教壮年会と縁あつて今日まで来ました。このご縁を大切に生かされてまいりたいと思っております。

私の小さい頃は大通寺境内でかくれんぼ、キャッチボール等々境内が一番の遊び場でありました。もれ聞いた他教区の話ではありますが、最近の子どもはお寺の前を駆足で通り抜けると思います。理由は気持ちが悪い、恐い、葬式場だからだそうであります。なんともいいがたい光景と思います。お寺の境内から多くの子ども達の声が聞こえて来る様になればと思います。願うところであります。

日本最大の仏教教団であります浄土真宗本願寺派の中にあつて、私は一地方代表の門徒議員にすぎませんが、門徒が一丸となつて寺院を支え、教化活動を共に行い、しっかりとした歩みをすすめてゆく事が宗門の発展、本山護持につながるのではないのでしょうか。微力ではありますが精一杯頑張つてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

区令1号

昨年4月27日に臨時教区会の議決を経て区令第1号「御同朋の社会をめざす運動」備後教区委員会設置規程が發布されました。これにより、これまで「基幹運動」の名称にて取り組んでまいりました様々な取り組みは「御同朋の社会をめざす運動」(実践運動)の名称にて取り組んでまいります。

2012(平成24)年度第1回備後教区臨時教区会の議決を経た「御同朋の社会をめざす運動」備後教区委員会設置規則をここに發布する。

2012(平成24)年4月27日

備後教区教務所長 菊池宗城

平成24年備後教区区令第1号

「御同朋の社会をめざす運動」備後教区委員会設置規則

(趣旨)

第1条 「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則(平成24年宗則第14号)及び「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例(平成24年宗達第1号)に基づき、備後教区における「御同朋の社会をめざす運動」(以下「実践運動」という。)を推進するために必要な事項は、この区令の定めるところによる。

(設置)

第2条 備後教区における実践運動を推進するため、「御同朋の社会をめざす運動」備後教区委員会(以下「教区委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第3条 教区委員会は、次の各号に掲げる事項をつかさどる。

- 一 教区における実践運動の総合基本計画(以下「総合計画」という。)及び重点プロジェクト推進計画(以下「推進計画」という。)について協議すること。
- 二 教区における総合計画及び推進計画を実践し、その成果を点検・総括すること。

三 実践運動に関して総局が決定した事項を推進実施すること。

四 「御同朋の社会をめざす運動」組委員会(以下「組委員会」という。)その

他教区内から実践運動に関して提起された意見、課題等について協議すること。

五 実践運動の推進について、「御同朋の社会をめざす運動」中央委員会(以下「中央委員会」という。)に意見具申すること。

六 組委員会との連絡調整及び指導に関すること。

七 前各号のほか、必要なこと。

(組織)

第4条 教区委員会は、委員46人以内で組織する。

2 委員は、教区内の宗務機関、関係団体及び組委員会を代表する者について、教務所長の進達によって、総長が委嘱する。

3 委員の任期は、2会計年度とし、再任されることができる。但し、継続して3期以上再任されることはできない。

4 教務所長は、教区委員会の組織に当っては、実践運動の理念に基づく全員参加の運動を実現するため、その委員構成に配慮するものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 教区委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

2 委員長は、教務所長又は委員の互選した者をもって充て、会務を統理する。

3 副委員長は、委員のうちから教務所長が推薦する者及び委員の互選した者について、総長が委嘱し、委員長を助け、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。この場合において、委員長は、あらかじめ副委員長のうち1人を委員長代行に指名することができる。

(常任委員会)

第6条 教区委員会に、必要により、常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員長及び副委員長、並びに委員のうちから教務所長が指名する6人以上16人以内の常任委員で組織する。

3 常任委員会は、教区委員会が委任した事項その他必要な事項について、調査、審議する。

(招集)

第7条 教区委員会及び常任委員会は、教務所長が招集する。

(連区の実践運動)

第8条 教区委員会は、実践運動の推進に当り、同一連区内の教区委員会と相

互に連携を図り、推進方法や情報の交換、共有など、常に協力して運営するものとする。

(経費)

第9条 教区委員会の運営並びに実践運動推進に必要な経費は、宗派の助成金、教区費その他の収入をもって充て、毎年度教区予算に計上しなければならない。

(補則)

第10条 この区令の施行について必要な事項は、教務所長が教区委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この区令は、教区会の議決を得た日(平成24年4月26日)から施行する。

(従前の区令の廃止)

2 備後教区基幹運動推進委員会設置規則(平成15年区令第1号。以下「旧区令」という。)は、廃止する。

(成果等の引継)

3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく備後教区基幹運動推進委員会のもとで協議し、又は推進中の事項及びその成果については、この区令による教区委員会が、これを引き継ぐものとする。

(経過措置)

4 この区令施行の際現に「御同朋の社会をめざす運動」の実践に関する宗則施行条例附則第4項の規定に基づき講じた措置は、この区令による措置とみなす。

備後教区においては、かねてより4年に一度、教区賦課基準等の見直しが行われてまいりました。このたびは区令2号の発布により体制も新たに教区の賦課基準等の見直しが行われてまいります。

2012(平成24)年度第2回備後教区臨時教区会の議決を経た教区賦課基準等調整委員会設置規則をここに発布する。

2012(平成24)年11月1日
備後教区教務所長 菊池宗城

平成24年備後教区区令第2号

教区賦課基準等調整委員会設置規則

(設置)

第1条 備後教区賦課基準規則(平成17年区令第1号)に基づき、教区賦課基準等の適正調整を図るため、教務所長の諮問機関として教区賦課基準等調整委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織し、教務所長が委嘱する。

一 教区会議長

二 教区会常備会員

三 各組長

四 各組会で選出された僧侶 若干人

2 教務所長は、前項の委員のほか、必要に応じて、学識経験者若干人を委員に委嘱することができる。

3 第1項第4号及び前項に規定する委員の任期は、4会計年度とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員のうちから教務所長、教区会議長及び教区内組長の代表の合議により選出し、教務所長が指名する。

2 委員長は、議事を整理し、会務を統理する。

3 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(常任委員会)

第4条 委員会に、必要に応じて、常任委員会を置くことができる。

2 常任委員会は、委員会が委任した事項その他必要な事項について審議する。(招集)

第5条 委員会及び常任委員会は、教務所長が委員長と協議して招集する。

(答申)

第6条 委員会は、教務所長が諮問した教区賦課金に関する各種事項の審議結果について、教務所長に答申する。

2 前項のほか、備後教区内の教化伝道の推進を図るための教区会計予算を維持することを目的とし、4年ごとに教区賦課基準の見直しにかかる答申を行う。但し、臨時にこれを行うことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び関係者は、委員会の職務において知り得た秘密に属する事柄・内容などについて、他の者に漏洩してはならない。

(補則)

第8条 この区令に定めるもののほか、委員会及び常任委員会の運営その他この区令の施行に必要な事項は、教務所長が委員会に諮って決める。

附則

1 この区令は、教区会の議決を得た日(平成24年10月31日)から施行する。

2 教区賦課基準等調整委員会設置規程(平成14年区令第1号。以下「旧区令」という。)は、廃止する。

3 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく委員会委員及び常任委員会委員は、この区令による委員会委員及び常任委員会委員とみなす。

但し、各組々会で選出された僧侶及び学識経験者の委員の任期については、従前就任の日から起算する。

4 この区令施行の際現に廃止される旧区令に基づく委員会のもとで協議された事項については、この区令による委員会が、これを引き継ぐものとする。

2012(平成24)年度第2回備後教区臨時教区会の議決を経た諸区令の廃止に関する区令をここに発布する。

2012(平成24)年11月1日

備後教区教務所長 菊池宗城

平成24年備後教区区令第3号

諸区令の廃止に関する区令

次の各号に掲げる区令は、廃止する。

一 備後教区組画編成等調整委員会設置規則(平成21年区令第2号)

二 備後教区基幹運動推進委員会委員の任期の調整に関する区令(平成21年区令第3号)

附則

この区令は、教区会の議決を得た日(平成24年10月31日)から施行する。

2012(平成24)年度第2回備後教区臨時教区会の議決を経た備後教区護持口数調整委員会設置規則の一部を変更する区令をここに発布する。

2012(平成24)年11月1日

備後教区教務所長 菊池宗城

平成24年備後教区区令第4号

備後教区護持口数調整委員会設置規則の一部を変更する区令

備後教区護持口数調整委員会設置規則(平成16年区令第1号)の一部を次のように変更する。

第1条中「護持口数改定にかかる体制整備に関する条例(平成15年宗達第30号)第3章の規定」を「教区護持口数調整委員会設置基準条例(平成18年宗達第16号)第2条の規定」に改める。

第7条中「中央護持口数調整委員会」を「総局」に改める。

附則

この区令は、教区会の議決を得た日(平成24年10月31日)から施行する。



▲平和公園にて
▼作木にてカヌー体験



投稿者の 寄稿

震災支援活動レポート

保養と交流の集い事務局
福岡玄猷

〈関わり合った思い出が明日の力に〉

全国に広がる保養支援

もし東北に知る人がいなかったら、また一度も訪ねたことがなかったなら、私たちにとって東北は、遠い場所のままだったでしょう。大震災後の4月から、震災支

援ネット(びんご)のメンバーが現地訪問を開始。5月には、三次組仏婦連合の皆さまのご協力により、野菜・米などの支援物資の届けがスタート。訪問を重ねるたびに、東北、特に福島・宮城は身近な場所となっていくきます。「あの地に知った人がいる」「震災の中を懸命に生きている」「ぜひとも応援し続けよう」。

それぞれの地で復興に取り組まれています。とりわけ福島の復興の困難さは、大きなものがあります。原発事故による放射能汚染が美しい故郷を覆い、生活の場を取り上げ、人間の誇りをも奪いかねない現状です。今も16万人を超える方々が、仮の場所での生活を余儀なくされています。厳しい生活ぶりが伝わる中で、「少しの間でも、のびのびと心身を休めてほしい」と、子どもたちの保養を支援する活動が全国的に広がりました。

三次組でも、飯館村役場職員杉

岡誠さん(善仁寺住職)のご協力のもと、親子で参加可能な「保養と交流の集い」を開催することとなりました。集い開催にあたり、教区災害対策委員会・教区仏婦連盟・教区寺婦連盟より、多額のご支援と格別のご配慮を頂きましたことを、紙面をお借りし改めてお礼を申し上げます。

若手寺族会が中心となり、住職・寺婦・仏婦連盟・仏壮連盟・震災支援ネット(びんご)、そして有志スタッフが、活動をサポートしました。小学生から70代の方まで25名をお迎えし、君田での折紙体験・夜店やキャンプファイヤー、作木でのカヌー体験、三良坂での原爆死没者追悼式典参加など、中身の濃い4日間となりました。

本気がエネルギーを生む

参加者の方から「67年目の原爆死没者追悼式典に特別参加をさせていただき、心が痛みました。人が起こした事故や人と人との殺し

合いは止めるべきだし、許されることではありません。人や自然をだめにする核は、廃絶してほしいです。三泊四日皆さんには大変お世話になり、とつても優しく接していただきました。心よりお礼を申し上げます。」とお礼状をいただきました。

初めてだらけで、すべて手作りの集いでした。だからこそいろんなアイデアが集まり、思いがぶつかり、皆が本気になりました。反省すべき点多々ありましたが、その本気が飯館の皆さまに伝わったのであれば、「保養と交流の集い」の第1回目は成功といえるのでしょう。その本気は、これからも様々なエネルギーとなって新たな出会いを生み、ご縁となつてつながりを育んでいくでしょう。

集い開催を通じて、「世の中に大変なことが起きた時こそ、お念仏の教えに深く帰依し、平和な生活を願う世の人々のいのりに心を寄せて、お互いに助け合って生きていきましょう」(意識)という御消息のお言葉を、改めて味わわせていただきました。さあ第2回目に向けて・・・。

WINTER SCHOOL

寒さ厳しき中にも
温もりを感じられる

寺院活性への道

微妙の華

mimyou no hana

毎年、夏ともなると文字通り汗だくで各寺院を廻って、サマースクールスタッフとして活躍されている皆さま。また、ご自坊・組内での開催準備に大忙しの皆さま、ご苦労さまです。そんな中、筆者もキッズ・サンガ中央研修に参加させて頂きました。かの地で、改めて備後教区のキッズ・サンガ、少年・少女教化活動が、全国的にも活発なことを知り、思わずニンマリ。うれしく思いつつ、本日は、次なるアイデアを提案いたします。(文責・教区報専門委員)

ウィンタースクールノス、メ

拙寺(深津組慶満寺)ではサマースクールに先駆けて、ウィンタースクールを立ち上げました。すでに開催されている組内の光円寺さん(平山智正住職)の影響とご指導を受け、当初、餅つき大会と称していきなり始めたは良いが、スタッフ2名(私と坊守)、参加の小学生2名…に対し、張り切って用意した餅米50kg!到底、つきされるわけもなく、坊守に怒られながら炊飯器で炊いて、来る日も来る日も、おこわを食させて頂いた経緯がございます。(お配りしたので、近所には喜ばれた。)

そんな失敗も軽々乗り越え、毎年餅つき、焼き芋、エッグ・ハントイング(宝探し)を敢行!、ふと見渡せば、組内に志ひとしくして、光行寺さん(苅屋淨影住職、光影副住職)も頑張っておられる!

…と、いうわけで去る12月25日。光行寺ウィンタースクールに乱入。時間の都合上、わずかに滞在時間1時間の体当たりレポート。

吐く息白い朝の冷気の中、親御さんに伴われて子どもたちがやっ

て来る。境内には、立派な樺の白が…。(おおっつと!これはレアもん)まずは、会館にて受付、お行儀よく副住職のお話を聞いて、おつとめをしていささか緊張気味の子どもたち。…と、ここで早くも突撃!部屋の温度もまだ低いのに。そして、自分よりも年若であろう、お母さま方の視線はさらに冷たいのに…やってやりやしたぜつ、ひとりサムライ・ゲーム!(〇次先輩、ごめんなさい。)あつけにとられ、どん引きの親御さん、興奮冷めやらぬ子どもたちを残し、副住職にご挨拶のうえ、颯爽と(?)立ち去ったのだった。(後はどうなったことか…)

さて、当方の悪ノリはともかく、ここで副住職より行事を終えての報告記事が届いております。



季節の子ども会行事を始めてみたい寺院関係者の皆さま。ぜひ参考にしてください。以下、光影氏の記事による:

「また後日、自坊にても、多くの方々のお力添えを頂いて、無事今年のウィンタースクールを開催出来ましたこと、ご報告します」結論。いいね!おすすめっス!ウィンタースクール。報恩講で忙しい時期とは思いますが…。汗だくで、子どもたちと、もびりちいゝて過ごす夏。かじかんだ手をこすりこすり、ほどけさまに手を合わせる冬。春夏秋冬、ナモアミダブツ。(ちよっぴりバテながら、合掌)



▲深津組慶満寺にて

視点

連載「宗教法人の実務を再考する」②

住職でも確定申告が必要な場合があります

宗教法人法を知っていますか？

今回は教区内の一部寺院に対して、所轄の税務署から届いた「源泉徴収の内容等についてのお尋ね」と題した文書をめぐって、源泉徴収義務者として所得税を徴収して国に納付するという事務上、必要事項に触れた。今回は、定期的に確定申告シーズンなので「住職等でも確定申告は必要なのか」をテーマにまとめた。また、今回からシリーズで法人運営上の事務について意識の管理運営の適正化についてまとめた。

(文責・教区報専門委)

2月16日から3月15日までに

次のような人は、その年の所得を合計して、翌年の2月16日から3月15日までの間に、その人の住所地の所轄税務署に確定申告をしなければなりません。

- ① 本年中の給与の収入金額が2000万円を超える人。
- ② 給与を一カ所から受けていて、給与所得及び退職所得を除く各種の所得(地代、家賃、原稿料などの所得)の合計額が20万円を超える人。
- ③ 給与を二カ所以上から受けていて、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得及び退職

所得を除く各種の所得との合計額が20万円を超える人。

したがって、住職等個人に原稿料や講演料などの収入がある場合や、宗教法人からの給与のほか、他の勤務先からの給与があるときなどは、確定申告をしなければならぬことになります。

※国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の申告書などを作成できます。作成した申告書等はプリンタを使って印刷した「書面」により、税務署に提出することができます。

また、作成したデータは、`tax`送信用データとして利用することができます。

※注 布教(説教)で頂いたご法礼の扱いについてⅡ会所で源泉徴収され、寺院会計に入れた場合は確定申告をすれば源泉分が返却される場合がありますので、所轄税務署にご相談下さい。またご法礼を個人所得とした場合、法人からの給与とみなされますので、ご注意ください。

寺院は法律に基づいて運営を

我が国には、現在、宗教法人が全国で約18万余存在しています。ひとくちに宗教法人といつて

も、地域の神社、寺院、教会のようなものから全国的な組織をもつ教派、宗派、教団のようなもので、大小さまざまです。しかし、宗教法人である限りはすべて、宗教法人法に基づいてできているのです。

ところが、実際には、宗教法人の代表役員のなかにさえ、宗教法人法をよく知らない方がいらつしやるようです。これは問題ですね。

もう一度、宗教法人法に何が書いてあるのか、振り返ってみませんか。

宗教法人法は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資することを目的として、作られた法律です。



宗教法人法の理念及び特徴は、次のようにまとめることができません。

1 宗教法人法の基本的理念

(1) 宗教の自由と政教分離の原則憲法で保証された宗教の自由と政教分離の原則が尊重され、行政等は宗教上の事項については調停や干渉を行ってはならないとされています。

(2) 聖・俗分離の原則

宗教法人は宗教的事項と世俗的

事項の二面の機能を合わせもっていますが、宗教法人法は宗教団体の世俗的事項に関してのみ規定しています。

(3) 自治の尊重と自律性への期待宗教活動の自由を最大限に保証するため、役員の資格・任免、必要な機関の設置、財産処分の方法等についても、できるだけそれぞれの宗教法人の特性に応じた自主的、自律的運営に委ねています。

(4) 性善説

宗教は国民の道德基盤を支える

News & 活動情報



みんなが安心して生きるために

【ビハール】10月9日(火)、10日(水)ビハール備後の担当で、第8回ビハール活動第4連区集会在、かんぽの郷庄原(庄原市)で開催された。参加者は150名。

1日目は13時30分に開会し、続いて医師で僧侶でもあるビハール花の里病院の理事長和泉唯信先生

より「高齢化社会とビハール活動に期待すること」と題して、2時間にわたるご講演をいただいた。夕食懇親会では「三次組仏教婦人会コーラス部」の仏教讃歌や「ふくやまアンサンブル夢」のフルート演奏、美味しい食事や交流で日頃の疲れを癒した。

2日目は、庄原市の老人ホーム寿園・相扶園の次長荒木和美先生と、健康運動指導士永谷洋理子先生から「初対面の方とのコミュニケーション」・「聞いて得する介護予防の話」を聴き、具体的な活動の方法を学んだ。午後、希望者がビハール花の里病院を見学し、集

ものです。したがって、宗教法人には非違行為はないという考えから、特段、所轄庁に対しての財産処分の許可や会計報告等を義務付けていません。

2 宗教法人法の特徴

(1) 認証制度

宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散について、そのつど所轄庁の認証を得なければなりません。

(2) 責任役員制度

宗教法人には、必ず3人以上の責任役員(うち一人は代表役員)を置き、規則の別段の定めがなければ、宗教法人の事務は責任役員の定数の過半数で決し、その議決権は、各々平等となっています。

(3) 公告制度

宗教法人が重要な行為(合併、解散、財産処分等)をしようとするときには、信者その他の利害関係人に公告することを義務づけています。



▲永谷洋理子先生

会は終了した。思いがけない多数のご参加、その熱心な聴講の姿に「ビハール」への思いの強さと、ビハール活動の広がりを感じた2日間であった。



▲和泉唯信先生

安居での論題をテーマに

【広報伝道部会】10月3日(水) 備後教堂にて真宗講座が安方哲爾先生(大阪教区南郡組正満寺住職、布教使課程専任講師)をお迎えし開催された。

ご講師は、本願寺にて行われる安居の論題をテーマに分かりやすく、ユーモアを交えながら浄土真宗のみ教えをお話し下さった。今回は三つの論題の中で「正定滅度」という内容。安居期間中に勧学和上が出される論題の判決をもとに説明された。僧侶だけでなく、ご門徒の方も多くご参加頂き、お互いに勉強させていただく尊い機会を頂いた。

真宗講座は、年三回の予定で、第二回は2月19日(火)に読経意趣(お経を読む意味)をテーマに、第三回は4月4日(木)に発遣招還(二河譬とは)をテーマに開催されます。どなたでもご参加ください。

総代のあり方を示された

【門信徒部会】教区門徒総代会研修会が南部は10月23日に神石組金蔵寺(杉原秀晃住職)を会場に、

北部は翌日、御調西組順勝寺(田坂潤住職)を会場に開催された。南部100名、北部83名と例年以上に多くの参加があり、それぞれ寺院総代のあり方を改めてお聴聞された。

講師は片江哲海師(佐賀教区神崎組西福寺住職)。「いま たつているところ」と題し、門徒総代のあり方として大切なのは、先頭にたつてお聴聞することと示された。

勧学寮頭を講師に迎えて

【門信徒部会】11月15日午前10時から午後3時まで、「教区門信徒のつどい」が開かれ仏婦、仏壮寺婦、門徒推進員など各団体の役職者ら37名が参加した。

午前中は協議会で「御同朋の社会をめざす運動(実践運動)」について」をテーマに教区発行の『計画書』の説明を受け、理解を深めた。午後からは研修会で講師に徳永道雄・浄土真宗本願寺派勧学寮頭を迎え「今、お寺にとっての課題は」―ご法義の上から―と題してお話をいただき、お寺の現状認識を深めた。

葬場勤行と規範について

【勤式】10月26日教区勤式指導所(藤田徹信 勤式指導員)では、後期勤式研修会を開催。講師の堤楽祐師(勤式指導所主任)に葬場勤行と規範について2部構成でお話いただいた。

前半では葬場のお勤めについて改めて拝読の練習をし、後半では、規範の変更点とその背景を学んだ。参加者は終日で51名。また、昼休憩に組勤式推進員の協議会を開催し、各組より勤式推進状況が報告された。

青少年教化への関わりを

【仏婦】12月4日仏教婦人会連盟(三島当子委員長)では、仏婦会員を対象に、それぞれの寺院で青少年教化活動を促進するための研修を行い、131名の会員が参加した。

開会式では、赤柴証悟(沼隈西組西明寺住職)教区キッズサンガ推進委員長から大遠忌が終わっても継続されていく「キッズサンガ」の願いが伝えられ、講義では、楠達也師(長崎教区長崎組玄成寺住職)に「よき師よき友に逢う」と

題してお話された。

講師のお寺では、現在まで100年にわたって「ひかり子ども会」を継続され、日常的に子どもたちとお寺の関係を築かれており、その体験から「それぞれの立場で、今、できることから気負わずに始めていくことが大切」と熱く語られた。今後も仏教婦人の青少年教化への関わりが大いに期待されている。



▲折り紙指導



▲楠達也先生

平和のつどいに215名が参加

【同朋社会部】第17回平和のつどいは10月29日、府中市文化センターで開催された。参加者は215名。全戦争犠牲者の追悼法要を菊池宗城教務所長を導師に組の代表によって勤められた。講演は北海道教区上川南組天寧寺の永江雅俊住職で「全戦争犠牲者を偲んで平和を築く道」子どもたちに平和な未来を手渡すために」と題して講演を行った。また、詩の朗読なども行われた。



▲永江雅俊先生
◀詩の朗読



特別布教大会

【布教団】10月15日、府中市明浄寺(立神義昭住職)にて特別布教大会が開催された。出講者は次の通り。(敬称略)

朝席

佐藤知水(中組光栄寺)

平山義文(深津組光栄寺)

水戸浩文(三次組福泉坊)

昼席

箱田義信(沼隈南組西光寺)

深水顕真(三次組専正寺)

那須英信(沼隈南組善正寺)

教堂報恩講法要勤修

今年の本願寺備後教堂の報恩講では、朝席「正信念仏偈作法第二種」昼席「奉讃大師作法」が勤まった。備後雅楽会による奏楽が添えられ、昼席には芦田組、比婆組より計6名が出勤。法要が賑々しく勤修され、140名以上が参拝された。

ご法話の講師は、午前中、普賢晃壽和上(前勧学寮頭)が「宗教と人生」と題してお取次ぎされ、午後からは平山義隆師(深津組光栄寺)に引き続きお取次ぎいただいた。



▲普賢晃壽和上



中尊と祖師前の前卓には五具足が用いられたが、注目すべきは、本願寺開明社「花新」様指導のもと有志の僧侶により生けられた盛大な仏華とともに、勤式指導員手作りの思いがこめられた供物がお供えされた。

また今年から「教区みんなの教

堂報恩講」という思いで、お供えを下さった方々、法要出勤者や雅楽のほかに、門徒推進員数名に受付をお手伝いいただいた。今後ともより広く、多くの人にお参りいただきたい。

住職、前住職、僧侶表彰

住職在職30年表彰(敬称略)

深津組光蓮寺 仁科恭治

芦田組光明寺 千葉善英

神石組泉正寺 柏原隆祥

比婆組西楽寺 定光大燈

世羅組真徳寺 三浦智見

住職在職50年表彰(敬称略)

深津組光明寺 藤間東洋

沼隈西組東蔵坊 俵 深海

沼隈南組善行寺 熊谷和順

90歳僧侶表彰(敬称略)

沼隈南組善正寺 那須妙恵

芦田組妙泉寺 箱田美穂子

神石組光福寺 佐武健章

三次組円勝寺 部 狷子

三次組浄念寺 泰増清子

御調東組尊光寺 武田晃道

世羅組法泉坊 渡邊文道

おめでとうございます

過去帳取り扱いについて

ご住職の皆さま

過去帳又はこれに類する帳簿の取扱い基準を再確認ください！

過去帳又はこれに類する帳簿の取り扱い基準

昭和六十一年八月四日

総局告示第十七号

改正(平成九年十二月二十日)

総局告示第三十六号

(平成二十年五月二十八日 総局告示第十九号)

(趣旨)

第一条 この基準は、寺院規程(昭和二十七年宗則第十五号)第三十条第二項に定める「過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについては、同朋教団の主旨に反しないよう、その取扱い基準を定めるものとする。」の条項に従い、宗門に属するすべての寺院、教会又は宗教団体において備付けられている過去帳又はこれに類する帳簿の取扱いについての細則を定めるものとする。

(過去帳等)

第二条 過去帳又はこれに類する帳簿(以下「過去帳等」という。)は、所属する門徒その他の信者について故人の法名その他宗教上の記録を記載するものとし、同朋教団の本旨にもとるような記録を記載することはできない。

(取扱い責任者)

第三条 過去帳等の取扱い責任者は、宗門に属する寺院、教会又は宗教団体の住職、主管者又は代務者若しくは代表者とする。

(記載事項)

第四条 過去帳等に記載すべき事項は、次の各号に掲げるところに限る。

- 一 法名
 - 二 俗名
 - 三 死亡年月日
 - 四 性別
 - 五 年齢
 - 六 施主(喪主)との続柄
 - 七 施主(喪主)の現住所
- (記載禁止事項)
- 第五条 過去帳等には、人類普遍の原理である平等原則に基づき、その門地、本籍地、出生の別、及び差別となる国籍・死因等については、一切これを記載してはならない。

(閲覧禁止)

第六条 第三条の規定による取扱い責任者は、過去帳を厳重に保管し、その閲覧を許してはならない。

(過去帳等の書き換え)

第七条 過去帳等の既記載事項のうちで、基本的人権を侵害するとみなされる事項については、第四条の規定による必要事項のみを記載するよう全面的に書き換えを行うものとする。一部事項の抹消、訂正などによって、従前の記載事項を推測されるようなことをしてはならない。

(総局の指示)

第八条 取扱い責任者は、過去帳等の記載事項について疑義があり若しくは不明な事項がある場合においては、基幹運動推進本部を通じて総局に申し出て、その指示によって処理するものとする。

(必要措置)

第九条 総局は、過去帳等の取扱いについて、必要がある場合には、基幹運動推進本部を通じて寺院、教会又は宗教団体の代表者に対して必要な措置を行わせることができる。

教区月報

9月	中四国仏壯連盟連絡協議会
1日	仏壯連盟単位会研修会
2日	(大田市)
3日	保育連盟全体会
6日	「親鸞わが心のアジャセ」公演 (福山リーデンローズ)
7日	勤式練習会
8日	仏壯連盟役員会
10日	同朋社会部会
11日	教堂常例法座
12日	ビハーク実践学習 (ビハーク花の里病院)
13日	IT専門委員会
17日	東日本大震災現地学習会 並びに千鳥が淵法要参拝 (18日 東京・東北)
20日	仏婦連盟だより取材 (御調東組照善寺)
27日	実践運動についての公聴会
28日	同朋講座
10月	平和のつどい実行委員会 (府中市文化センター)
1日	仏婦・寺婦実践運動研修会
2日	第一回真宗講座
3日	常備会
4日	同朋三者懇(備後)
5日	

東日本大震災三回忌法要勤修について

本願寺備後教堂では常例法座に併せて下記の通り三回忌法要を勤修いたします。
ご参拝くださいますようお願い申し上げます。

日 時 3月11日(月) 午前10時

会 場 本願寺備後教堂

講 師 山下瑞円師（本願寺派布教使）

ハンセン病現地学習会

日時 3月26日(火)

會 場 長島愛生園

第10回備後教区子ども大会「ウォークラリー」

少年連盟主催による「ウォークラリー」大会が下記の通り開催されます。

ご参加くださいますようお願い申し上げます。

日 時 3月28日(木) 午前10時～3時15分

沼隈南組 善行寺並びに鞆の浦

参加費 1,000円(弁当含む)

对象 小学生

1 チーム 10 名以内で編成してください。参加人数が少なくても他のグループと一緒に合同チームを組むことも出来ます。



第3回真宗講座

はっけんしょうかん

「**発遣招喚**」 ～ 善導大師の二河譬とは何か～

日 時 4月4日(木) 午後1時～4時

会 場 本願寺備後教堂

講 師 本願寺派布教使 安方哲爾先生

5日	ビハーラ連区集会準備会
6日	仏壮連盟実行委員会
9日	第4連区ビハーラ集会 (10日 三次・庄原)
10日	勤式練習会
11日	教堂常例法座
11日	連区議長・所長協議会(四州)
13日	連区別門推研修協議会
14日	養成研修会(14日 山口)
14日	中四国仏婦大会(安芸)
15日	特別布教大会 芦田組明浄寺
18日	寺族女性勉強会
23日	門徒総代会研修会(北部)
24日	// (南部)
24日	仏婦連盟常任委員会
25日	連区実践運動協議会(山口)
26日	後期勤式研修会
27日	仏壮30周年大会
29日	平和のつどい (28日 アルセ)
30日	(府中市文化センター) 臨時教区会
11月	
7日	IT専門委員会
9日	勤式練習会
10日	ビハーラ思い出を語る会
11日	教堂常例法座
13日	ビハーラ実践学習
15日	門信徒のつどい (寿園・相扶園)

備龍会結成 40 周年記念事業

お寺でフェスタ！

お寺×アート×尾道。

尾道市
浄泉寺

5月24日(金) 10時－17時
25日(土) 10時－21時
26日(日) 10時－16時

3日間とも最終入場は
閉館 30 分前

何かが
起こる
3日間を
刮目せよ。

《お詫びと訂正》

教区報146号の記事に左記の誤りがありました。深くお詫び申し上げますとともにここに訂正いたします。

3頁 少年連盟役員(委員) 記載漏れ

世羅組照明寺 菅治隆

世羅組浄楽寺 栗原一乗

11頁 勤式研修会の報告記事 「内敷」

「内敷き」↓「打敷」 「裁縫」↓「裁断」

備後教区御同朋の社会をめざす運動

計画書の訂正

149頁 副組長 深津組 「生駄

真」追加

13頁 実践目標リスト8項目のうち

「環境問題」「高齢社会」「ターミナル

ケア」の項目ページが欠落しており、

正しくは宗報7月号の64頁を参照して

ください。

実践運動計画書の訂正とお詫びの欄に

追加です、

計画書 91頁 「御同朋の社会をめざ

す運動(実践運動)」推進僧侶研修会

報告書の記載について

誤 参加者内訳「その他 住職

() 名 衆徒() 名

正 参加者内訳「その他 男性

() 名 女性() 名

本堂おみがき
教堂報恩講

仏婦会員研修会

広報伝道部会

若婦人専門委員会

教区報専門委員会

教堂常例法座

憲法問題研究会

臨時教区会

組長会

教堂常例法座

IT専門委員会

専門委員会合同会議

布教団役員会

門信徒部会

賦課基準全体会議

民生委員・保護司の集い

ビハーク研修協議会

キッズサンガ少年合同会議



メールアドレス
h2012@bingo.gr.jp
ホームページアドレス
http://bingo.gr.jp/

22日 30日 12日 4日 6日 9日 10日 11日 12日 12日 21日 1月 11日 18日 18日 21日 21日 22日 23日 28日 29日 31日

教堂常例法座出講者

(敬称略)

2月 栗原 一乗

(世羅組浄楽寺)

3月 山下 瑞円

(奥組浄福寺)

教区予報

2月

1日 同朋三者懇

1日

寺族女性勉強会

6日

寺族婦人会三役会

7日

僧侶研修会

11日

教堂常例法座

13日

勤式練習会

13日

矯正教化管区支部研修会

(14日 山口)

18日

参与会幹事会・総会・聞法会

19日

第二回真宗講座

20日

常備会

22日

広島同宗連30周年大会

24日

仏婦連盟ほほえみ講座

27日

布教団部門別実践運動研修

・臨時総会

28日

連区教化連絡協議会

(1日 備後)

3月

実践運動教区委員会

5日

仏壯連盟役員会

11日

教堂常例法座

12日

定期教区会

12日

勤式練習会

25日

組長会

26日

ハンセン病現地学習会

28日

少年連盟ウォークラリー

(沼隈南組善行寺)

寄贈

ありがとうございます
ございます

4月に宗会

議員を退任さ

れた不二川公

勝様(三谿組

明覚寺)より

教堂本堂のマ

イク設備を寄

贈いただきました

した。



ました。

この度、門

徒宗会議員を

退任された勝

村篤博様(御

調西組順勝

寺)より焼香

用香炉を3個

寄贈いただき

得度許可

おめでとうございます
ございます

三次組 西善坊

前坊守 世良 實枝

(12月20日寂)

三次組 大願寺

坊守 還来地タダコ

(1月21日寂)

芦田組 光秀寺

武田 朋世 (朋世)

(平成24年9月15日付)

世羅組 教専寺

越智田 裕子 (天華)

世羅組 西教寺

廣山 勇 (慧義)

(平成24年11月24日付)

敬弔

お悔やみ申し
上げます

深津組 光円寺

前坊守 平山 徳子

(11月7日寂)

沼隈西組 西明寺

前住職 赤柴 直良

(11月24日寂)

世羅組 弘願寺

住職 正覚 正利

(12月1日寂)

御調西組 法泉寺

前住職 小島 照彦

(12月20日寂)

香典返し

ありがとうございます
ございます

深津組 光円寺

沼隈南組 光照寺

御調西組 法泉寺

沼隈西組 西明寺

■教堂改修工事のお知らせ

3月末まで、教堂旧館の改修
工事を行っています。
ご迷惑をおかけしますが、ご
協力の程よろしくお願い申し
上げます。

備後教区仏教壮年会連盟

結成30周年記念大会

教区では去る10月27日、福山市アルセに於いて、結成30周年記念大会が教区内の各組・各単位から、仏教壮年会のメンバー約190名が集い、盛大に開催された。

午後1時より開会式。開会式では、菊池宗城教区仏教壮年会連盟会長の挨拶に続き、石井輝美教区連盟理事長が挨拶。橘正信浄土真宗本願寺派仏教壮年会連盟会長の祝辞を教区連盟会長が代読した。続いて三嶋統吾浄土真宗本願寺派仏教壮年会連盟理事長、窪田英嗣本願寺角坊主管よりお言葉をいた

だいた。

結成30周年にあたり、連盟表彰が贈られた。30年連盟表彰は、備後教区仏教壮年会連盟、三次組、三谿組、世羅組仏教連盟に贈られた。単位会は30年表彰としての16の単位会に、20年表彰として14の単位会に、10年表彰として4の単位会に贈られ、今日までの活動に対して表彰された。個人では、98名に備後教区連盟会長より、感謝状が贈られた。

午後2時からは、御調東組福善寺の皆様により活動紹介とコーラ

スのご披露をいただき、益々会が盛り上がった。

記念講演は、「目覚めれば弥陀の懐」と題し駒澤勝元国立岡山病院小児医療センター医長Ⅱ写真の熱のこもったお話をいただき、盛会のうちに閉会した。

親鸞聖人750回大遠忌法要の御正當の年に結成30周年を迎えるにあたり、忘れる事の出来ない行事となった。実行委員会、委員の皆さまのお一人お一人のご努力と、今まで活動して来られた皆さまのお力が30周年という形となり、記念すべき行事を盛大に無事終了することができた。



▲駒沢勝先生



▲御調東組福善寺によるコーラス



▲実行委員会の皆さん

近頃、青年僧侶たちの活躍に目が離せない。何といっても、和氣あいあい、仲良しなのが良い。この分だと、来る備龍会40周年も大成功に間違いない。逆に、歳を重ねて窓際に追いやられないか心配な今日この頃である▼もう一つ、昨今じわじわと面白いのが、仏青だ。一時の低迷は過去の事。担当者の努力のおかげで、毎回、新しい刺激を味わっている。惜しむらくは、双方に未だ関係が希薄なこと。備龍会と仏青のコラボ：考えただけでも、わくわくするではないか？▼新しい才能のぶつかりあい、そして、開花。しかして、そこに自身の出番は？やはり、なさそうである。

(K・M)

例年、教区報の発行は年4回行っており、ますが、諸事情により本年度3回の発行となりました。申し訳ありません。

